(h)　委員会のために、運営、科学その他の分野に関する報告案を作成すること。

(i)　委員会の構成国と協議し、かつ、委員会の構成国の提案を考慮して、委員会及びその補助機関の会合の議題案を作成し、及び当該会合を招集し、並びに当該会合のために運営上及び技術上の支援を行うこと。

(j)　委員会が採択した保存管理措置であって効力を有するものの公表及び普及並びに、実行可能な限り、委員会の構成国がとる他の関係する保存管理措置であって条約水域において効力を有するものについての記録の整備及び普及を確保すること。

(k)　記録（特に、附属書一に基づいて委員会に提供される情報であって、条約水域において漁獲を行う船舶に関するものに基づく記録）を整備すること並びにそのような記録に含まれる情報を委員会の構成国のすべてに定期的に送付し、及び要請に応じて構成国に個別に送付することを確保すること。

(l)　委員会の法律上の代表として行動すること。

(m)　委員会の効率的かつ効果的な運営を確保するために必要なその他の任務及び委員会が課するその他の任務を遂行すること。

3　委員会の事務局長及び職員は、任務の遂行に当たり、自己の地位又はこの条約の目的及び規定と両立しないように行動してはならず、また、違反の調査並びにこの条約の対象となる魚類資源の調査、探査、開発、加工及び販売等の活動に資金上の利益を有してはならない。同様に、委員会の事務局長及び職員は、委員会に雇用されている間及びその後、雇用期間中に取得した秘密の情報又は入手する機会があった秘密の情報を、秘密のものとして保持する。

第十三条　科学の分野に従事する職員

科学の分野に従事する職員は、事務局長並びに、前条2(d)及び(e)の規定に従って科学的調査のための調整官が任命されている場合には、当該調整官の監督の下で任務を遂行するものとし、まぐろ類を優先させて、次の任務を有する。

(a)　科学的調査の目的のために採択される活動計画に従い、委員会が承認する科学的調査の計画その他の調査の活動を実施すること。

(b)　科学諮問委員会と協議の上、委員会に対し、保存管理措置の作成その他の関連事項を支援するため、科学的な助言及び勧告を行うこと。当該助言及び勧告は、事務局長を通じて行うものとするが、これらを委員会に対し適時に行うための事務局長の能力が明白な時間的な制約により制限される場合は、この限りでない。

(c)　科学諮問委員会に対し、附属書四に掲げる任務を遂行するために必要な情報を提供すること。

(d)　委員会に対し、第七条1(a)の規定に基づく委員会の任務を支援するため、事務局長を通じて科学的調査のための勧告を行うこと。

(e)　この条約の対象となる魚類資源の資源量の現在及び過去における状態並びに傾向に関する情報を収集し、及び分析すること。

(f)　委員会に対し、この条約の対象となる魚類資源の漁業に関するデータの収集、検証並びに適時の交換及び報告のための基準についての提案を事務局長を通じて行うこと。

(g)　この条約の対象となる魚類資源の漁獲量及び条約水域における船舶の操業に関する統計的データ及びすべての種類の報告並びに当該魚類資源の漁業に関する他の関連する情報（適当な場合には、社会的及び経済的な側面を含む。）を収集すること。

(h)　この条約の対象となる魚類資源を維持し、及び増加させるための方法及び手続に関する情報を研究し、及び評価すること。

(i)　第二十二条の規定に従って秘密を確保しつつ、科学の分野に従事する職員による調査の結果についての報告、この条約の範囲内の他の報告及びこの条約の対象となる魚類資源の漁業に関する科学的データ、統計的データその他のデータを公表し、及びその他の方法によって普及させること。

(j)　その他の課される任務及び職務を遂行すること。

第十四条　予算

1　委員会は、第九条3の規定に基づき、各年において翌年の予算を採択する。委員会は、予算の規模を決定するに当たり、費用対効果の原則に妥当な考慮を払う。

2　事務局長は、委員会による検討のため、次条1に規定する分担金及び同条3に規定する拠出金からの支出を明示した詳細な年次予算案を委員会に提出する。

3　委員会は、この条約及び国際いるか保存計画協定に基づいて行う活動のために別個の勘定を維持する。同協定に提供する役務及びこれに対応する費用の見積りは、委員会の予算に明示する。事務局長は、同協定の締約国会議に対し、その承認を得るため、当該役務を提供する年に先立って、同協定に基づいて遂行する職務に対応する役務及びその費用の見積りを提供する。

4　委員会の勘定は、毎年独立の会計検査を受ける。

第十五条　分担金

1　委員会の構成国のそれぞれによる予算に対する分担金の額は、第九条3の規定に従って、委員会が採択し、及び必要に応じて修正する算定方式に基づいて決定される。委員会が採択する算定方式は、すべての構成国にとって透明性があり、かつ、衡平であるものとし、委員会の財政規則に定める。

2　1の規定に基づいて合意される分担金は、委員会の運営を可能とし、前条1の規定に基づいて採択する年次予算を適時に賄うものとする。

3　委員会は、この条約の対象となる魚類資源及び、適当な場合には、関連し、又は依存する種に関する調査、これらの魚類資源及び種の保存並びに海洋環境の保全のための任意の拠出金を受領するための基金を設立する。

4　第九条の規定にかかわらず、委員会の構成国のいずれかがその時までの二十四箇月間に支払うべきであった分担金の総額に等しいか又はこれを超える額の支払を延滞している場合には、当該委員会の構成国のいずれかは、委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、この条の規定に基づく自国の義務を履行するまで委員会の意思決定に参加する権利を有しない。

5　委員会の構成国は、それぞれ、委員会及びその補助機関の会合への出席に係る自国の経費を負担する。

第十六条　透明性

1　委員会は、この条約の実施に当たり、特に次のことを通じて、意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

(a)　秘密でない関連する情報を公に普及させること。

(b)　適当な場合には、非政府機関、水産業（特に漁船団）の代表並びに他の関心を有する団体及び個人との協議を円滑にし、これらが効果的に参加すること。

2　非締約国、関連する政府間機関及び非政府機関（委員会に関連する事項について認められた経験を有する環境に関する機関及び条約水域において操業する委員会の構成国のまぐろに関する産業、特にまぐろ漁の漁船団を含む。）の代表は、附属書二に掲げる原則及び基準その他委員会が採択する原則及び基準に従い、オブザーバーその他の適当な資格で、委員会及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられるものとする。そのような参加者は、委員会が採択する情報の入手に関する手続規則及び秘密に関する規則に従い、関連する情報を適時に入手する機会を有するものとする。

第四部　委員会の構成国の権利及び義務

第十七条　国の権利

この条約のいかなる規定も、国際法に基づいて国が行使する主権、主権的権利及び管轄権並びに海洋法の諸問題に関する立場又は意見を害し、又は損なうものと解することはできない。

第十八条　締約国による実施、遵守及び取締り

1　各締約国は、この条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置の実施及び遵守を確保するために必要な措置（必要な法令の制定を含む。）をとる。

2　各締約国は、第二十二条の規定に従うことを条件として並びに委員会が作成し、及び採択する手続規則に従って、委員会が要求する場合であって適当なときはいつでも、委員会に対し、この条約の目的を達成するために必要なすべての情報（統計的及び生物学的な情報並びに条約水域における漁獲のための活動に関する情報を含む。）及びこの条約に基づいて採択される措置の実施のためにとる措置に関する情報を提供する。

3　各締約国は、第十条の規定に基づいて設置する検討委員会に対し、事務局長を通じて、次の事項を速やかに通報する。

(a)　委員会が採択する保存管理措置の遵守について適用する法律上及び行政上の規定（違反及び制裁に関する規定を含む。）

(b)　委員会が採択する保存管理措置の遵守を確保するためにとる措置（適当な場合には、個々の事案の分析及びその事案について行う最終的な決定を含む。）